

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA会社（以下「出向元会社」という。）に入社し営業職として鉄鋼製品の販売業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日からはB所在の親会社であるC会社（以下「会社」という。）B本社に出向し〇部に配属となり、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に3回にわたりYに出張し、同年〇月に立ち上げた同国における建材用鋼材の輸出等を行う「〇チーム」の応援等の業務に従事していた。

被災者は、3回目の出張中である平成〇年〇月〇日、「夜眠れない」と会社B本社あてに電話したところ所属部長の指示で即日帰国し、同月〇日D心療内科に受診し「うつ病」と診断された。請求人は、1か月間休職し、同年〇月〇日から会社E本社鋼材部建材グループに復職したものの、平成〇年〇月頃から持病である心臓病の不安や仕事が十分にこなせないことなどのため憂うつ感やイライラが強くなり、同年〇月〇日F内科クリニックに受診したところ「うつ病」と診断された。その後、同月〇日に単身赴任先の自宅で縊死した。

請求人は、被災者は業務による心理的負荷のため精神障害を発病し、自殺に至ったものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会の意見書によると、Yの出張業務を契機として、不眠、全身の倦怠、憂うつ気分等の精神症状が顕著に出現し、平成〇年〇月〇日に体調不良により帰国していることから、被災者は平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病」を発病したものと判断されている。その上で、同年〇月〇日以後、心療内科に受診せず、社会生活状況や就労状況に支障をきたすような事実も確認されていないことから、復職した同年〇月には一時寛解し、その後、自殺前の平成〇年〇月頃に「うつ病」が再燃し、自殺直前の同年〇月上旬頃に正常な認識、行為選択能力が著しく阻害された病的心理のもとで自殺するに至ったとされている。

一方、G医師は、精神医学的意見書において、「再発エピソードの時期については、誰の目にも明らかな異常はY出張中の平成〇年〇月に不眠等を会社に訴え、即時帰国を命じられたときであるが、その前駆状態は同年〇月から始まっているとみることが出来る。(中略)したがって、平成〇年の悪化は再発といえることは明らかで、一見環境因子の大きい適応障害を思わせる面はあるものの、

前回エピソードの既往を考慮すると、診断は反復性うつ病性障害となる。(中略)平成〇年〇月以降うつ状態であったことは確かと言えるが、それが平成〇年〇月を中心とするうつ病エピソードと同一とみるか別なものとみるかで、労災認定上問題となるので、ここで検討する。

常識的にみれば、平成〇年〇月から復職しているのであるからそこで寛解し、平成〇年〇月に新たなエピソードで再発したという見解が成り立つかもしれない。しかし、平成〇年〇月末の精神科受診で中等度のうつ病エピソードと診断されていることを考慮すれば、同年〇月〇日からの復職をもって寛解とするのは精神医学の常識に反する。むしろ同年〇月から翌年〇月頃までは仕事が暇であったが故に寛解状態でなくとも勤務可能であったと考える方が正しい。その後仕事がきつくなると途端に成績を上げられず、上司の叱責も加わり、逆戻りしてうつ状態を自覚し、悪化の一途をたどったことが読み取れる。完全寛解状態に達していれば、仕事が普通の厳しさに戻っただけで逆戻りすることはない。この点は平成〇年〇月復職した後、同年〇月に悪化して自殺未遂を起こしたのと同様で、完全寛解に至っていなかったが故に、あまり間をおかず容易に悪化(再燃)したとみなし得る。」と述べている。

G医師の精神医学的意見書を総合すると、被災者は遅くとも平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」(以下「本件精神障害」という。)を発病しており、同年〇月〇日からの復職をもって寛解したとは判断できないものであるとの所見であり、当審査会においても、被災者の発病及び症状の経過からみて、G医師の意見が妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件精神障害発病(平成〇年〇月頃)前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷について、請求人らは、a 平成〇年〇月〇日からの会社B本社出向及びY出張、b 会社C本社における勤務状況が原因となった旨主張していることから、以下これらの主張について検討する。

ア まず、a 平成〇年〇月〇日からの会社B本社出向及びY出張が原因である

との主張について、当該出来事を認定基準別表1の「転勤をした」に当てはめて検討するに、被災者は、建設用鋼材の販売業務に10年以上の経験を有しており、全く異質な業務に従事することになったものとは認められない。

また、請求人らは、Yへの出張について、単身赴任となったもので、心理的負荷は強い方向に判断されるべきであると主張するが、会社は被災者の健康状態に配慮し、駐在（赴任）ではなく、長期出張という形にし、被災者は同条件を自ら受け入れたものであることから、強い心理的負荷になったとは認め難い。

なお、請求人らは、同主張に際し、被災者の言語能力や従来経験との間にギャップがあり、強い心理的負荷になったとも主張するが、この点、「英語が話せないとハードルは高いと思う。」との会社関係者による申述もあるが、現地には日本人駐在員や日本語を使えるY人もおり、必要に応じ、彼らが同席していたという事実も認められ、また、1回目と2回目の出張の際には、Hが被災者と一緒に営業先に訪問したりして内容を分かってもらうようにしたといった会社関係者の申述もあり、被災者は一定の手厚い協力、支援を受けていたと認められるものである。

その他、請求人らは、どこの会社の誰だか分からないが、被災者に辛く当たっていたとして職場の人間関係で強い心理的負荷を受けていたとも主張している。

この点、I社長から叱責を受けた事実は認められるが、被災者がいじめや嫌がらせを受けていたという事実は確認されていない。なお、同社長からの叱責も「社長から届いたメールをそのまま、営業先に転送してしまったもので、本来であれば次から気を付けます、で済むことであるが、被災者は日本にいたときからそういう細かいことを気にするタイプだった」という類いの叱責に過ぎないものと認められる。

以上のことから、当審査会としては、当該出来事について認定基準別表1の「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるとしても、その業務による心理的負荷の総合評価はせいぜい「中」にとどまり、「強」には至らないものと判断する。

イ 次に、b 会社C本社における勤務状況が原因となって本件精神障害を発病したと主張している件について検討する。

請求人らは、①会社C本社の○部○グループに転勤したこと、②Jが休職に入り、Jの業務をすべて引き継ぎ業務量が増大したこと、③受注見込案件について大幅に受注額を減らし、失注することがあったこと、④上司やグループリーダーから強い叱責を受けたこと及び⑤K支店あるいはL支店への異動指示を受けたことが原因となった旨、主張している。

これらの主張に対し、M医師は平成○年○月○日付け意見書において「平成○年○月より精神的に不安定となっており、C勤務が辛いことを受診時に訴えていた。」とするも、その理由について「一人暮らしの孤独、不整脈で突然死したときの不安が原因と考えられる。」と記述しており、N医師も同日付け意見書において同様の趣旨の記述をするにとどまっており、被災者が会社C本社に異動した後の業務については触れられていない。

さらにK支店あるいはL支店への異動指示についても、被災者の異動希望に応える趣旨で、家族同伴を勧めるなど、一定の配慮をした上で指示されていたものであり、一方的な命令であったとは認められないものである。

以上のことを勘案すると、当審査会としては、b 会社C本社における勤務状況に関する出来事について認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめたとしても、その業務による心理的負荷の総合評価は、せいぜい「中」とであると判断する。

以上のことから、被災者の本件精神障害発病（平成○年○月頃）前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」となる出来事が2つ認められ、被災者の業務による心理的負荷の全体評価も「中」であり、「強」には至らないと判断する。

(4) なお、G医師は本件精神障害の発病時期を再発エピソードの前駆状態が始まっていた平成○年○月頃である可能性について言及しているが、同月頃発病したと仮定すると、上記の出来事は、すべて発病後の出来事であるということとなり、それらはいずれも認定基準別表1の「特別な出来事」に該当しないものであることは言うまでもない。

(5) なお、請求人のその他の再審査請求の理由についても子細に検討したが、前記結論を左右するに足りるものはなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件精神障害の発病及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対

してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。